

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第40期第2四半期(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
【会社名】	ミヤチテクノス株式会社
【英訳名】	MIYACHI CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小宮山 邦彦
【本店の所在の場所】	千葉県野田市二ツ塚95番地の3 (同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区元浅草2丁目6番6号
【電話番号】	03(5246)6700(代表)
【事務連絡者氏名】	ファイナンス本部長 金澤 裕
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第39期 第2四半期 連結累計期間	第40期 第2四半期 連結累計期間	第39期 第2四半期 連結会計期間	第40期 第2四半期 連結会計期間	第39期
会計期間	自平成21年7月1日 至平成21年12月31日	自平成22年7月1日 至平成22年12月31日	自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	自平成22年10月1日 至平成22年12月31日	自平成21年7月1日 至平成22年6月30日
売上高 (千円)	7,713,704	10,121,949	4,665,059	5,153,020	19,591,791
経常利益又は経常損失 (千円)	748,774	486,005	110,236	360,391	133,479
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失 (千円)	335,666	259,142	41,826	234,492	73,195
純資産額 (千円)	-	-	10,928,408	10,866,603	10,809,950
総資産額 (千円)	-	-	20,102,322	19,730,893	22,577,177
1株当たり純資産額 (円)	-	-	921.75	916.47	912.34
1株当たり四半期(当期) 純利益金額又は四半期純損 失金額 (円)	28.98	22.37	3.61	20.25	6.32
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	-	-	53.1	53.8	46.8
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	242,140	731,542	-	-	381,855
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	154,382	174,170	-	-	45,868
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	456,969	1,169,187	-	-	628,092
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	-	-	3,361,890	3,162,596	3,861,556
従業員数 (名)	-	-	925	949	939

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第39期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4 第39期及び第40期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	949
---------	-----

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	382
---------	-----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
日本	2,292,539	-
米国	1,205,330	-
欧州	353,253	-
アジア	430,893	-
合計	4,282,016	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(2) 受注実績

当第2四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
日本	2,074,347	-	1,399,571	-
米国	1,193,931	-	987,924	-
欧州	1,048,642	-	838,581	-
アジア	1,297,744	-	860,378	-
合計	5,614,665	-	4,086,455	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
日本	1,969,423	-
米国	1,145,901	-
欧州	1,039,573	-
アジア	998,122	-
合計	5,153,020	-

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクに係る重要な変更及び新たに発生した事業等のリスクはありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期連結会計期間における世界経済は、欧州の信用不安問題はあるものの、アジア諸国をはじめとする新興国の成長や各国の景気刺激策の効果もあり、緩やかな景気回復が継続しました。

日本経済は、アジア向けを中心に輸出及び生産の増加や政策効果により企業業績・収益の改善が見られたものの、失業率が依然として高いことや円高の進行により、やや足踏み状態となっております。

このような状況の中、当社グループは第3次中期経営計画の初年度にあたる本年、地域として中国・韓国を中心としたアジアでの事業拡大、分野としてモバイル機器、自動車用電池及び医療機器業界などの成長分野での事業拡大を図ってまいりました。

この結果、グループの連結売上高は51億53百万円（前年同四半期比10.5%増）となりました。また利益面につきましては、営業利益は4億42百万円となり、前年同四半期に比較して5億75百万円の増加、経常利益は3億60百万円で同4億70百万円の増加、四半期純利益は2億34百万円で同2億76百万円の増加となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

電子部品、モーター、自動車電装品業界への売上は堅調に推移しているものの、HDD（ハードディスクドライブ）業界への売上が減少したことにより、売上高は29億93百万円、セグメント損失は4百万円となりました。

米国

景気の回復が続き、医療機器及び電子部品業界への売上が堅調に推移し、売上高は12億50百万円、セグメント利益は1億57百万円となりました。

欧州

欧州では国により回復の度合いが異なるものの、携帯電話会社への大型システム製品の売上計上及びドイツを中心に抵抗溶接機器の販売が好調に推移したことにより、売上高は10億59百万円、セグメント利益は63百万円となりました。

アジア

中国では、EMS向けにレーザー加工機の売上が増加、抵抗溶接機器も自動車電装品、モーター及び電池業界向けに売上が増加しました。韓国では、電池及び液晶ディスプレイ業界向けのレーザー溶接装置の売上が増加しました。

この結果、売上高は13億15百万円、セグメント利益は2億5百万円となりました。

（注）上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べて12.6%減少の197億30百万円となりました。これは、主に受取手形及び売掛金の減少（16億68百万円）、現金及び預金の減少（6億95百万円）によるものであります。

負債は、前連結会計年度末に比べて24.7%減少の88億64百万円となりました。これは、主に支払手形及び買掛金の減少（15億26百万円）、短期借入金の減少（7億9百万円）及び長期借入金の減少（3億26百万円）によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて0.5%増加の108億66百万円となりました。これは、主に為替換算調整勘定の減少（1億97百万円）はあるものの、利益剰余金が増加（2億29百万円）したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、31億62百万円となり、第1四半期連結会計期間末に比べ3億2百万円減少しました。

当第2四半期連結会計期間における各キャッシュフローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は前年同四半期に比べ5億92百万円増加し、4億63百万円となりました。

これは、仕入債務の減少8億28百万円という資金減少要因があったものの、売上債権の減少（5億52百万円）、税金等調整前四半期純利益（3億49百万円）、たな卸資産の減少（2億49百万円）、減価償却費（1億54百万円）という資金増加要因が大きかったためであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は前年同四半期に比べ3億14百万円増加し、68百万円となりました。

これは主に有形固定資産の取得による支出（70百万円）によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期に比べ7億75百万円増加し、6億18百万円となりました。

これは主に短期借入金の返済による支出（6億10百万円）によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間の研究開発費の総額は2億91百万円であります。

なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,030,685	12,030,685	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	12,030,685	12,030,685	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成15年12月18日 第32回定時株主総会の特別決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	150(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 884(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～ 平成23年1月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 884 資本組入額 442
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権を行使時においても当社取締役、執行役員、従業員及び当社関係者の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合は、この限りではない。 対象者の相続人による新株予約権の行使は認める。 新株予約権の質入れその他の処分は認めない。 その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使によるものを除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

平成16年9月28日 第33回定時株主総会の特別決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	656(注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	65,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,282(注)3
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日～ 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 1,282 資本組入額 641
新株予約権の行使の条件	対象者は、新株予約権を行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職の場合は、この限りではない。 対象者の相続人による新株予約権の行使は認める。 新株予約権の質入れその他の処分は認めない。 その他、権利行使の条件については第33回定時株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と付与者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
 2 新株予約権の数44個(新株予約権の目的となる株式の数4,400株)が失権しております。
 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は(新株予約権の行使によるものを除く)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の内容は、次のとおりであります。

平成18年9月27日 第35回定時株主総会の特別決議第1回分（平成18年9月27日取締役会決議）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,963(注)1,2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	196,300(注)2,3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,360(注)4
新株予約権の行使期間	平成20年9月28日～ 平成25年9月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,360 資本組入額 1,180
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は権利行使時においても当社の取締役、執行役員及び従業員ならびに当社の子会社取締役及び執行役員であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社及び子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。 その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社と新株予約権の割り当てを受けるものとの間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 新株予約権の数272個(新株予約権の目的となる株式の数27,200株)が失権しております。

3 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

4 新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合、次の算式により、下記(注)7に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使及び公正発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

また、新株予約権発行後に当社が株式分割または併合を行う場合、行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。上記のほか、割当日後行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で適切に調整する。

- 5 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記(注)7に定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
以下に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、以下に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権を行使することができる期間
平成20年9月28日から平成25年9月27日まで
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める資本金の額を減じた額とする。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (チ) 新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの払込み金額（行使価額）2,360円
新株予約権1個当たり 236,000円

平成18年9月27日 第35回定時株主総会の特別決議第2回分（平成19年7月25日取締役会決議）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数(個)	540(注)1, 2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	54,000(注)2, 3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,109(注)4
新株予約権の行使期間	平成21年7月26日～ 平成26年7月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額 2,109 資本組入額 1,055
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は権利行使時においても当社の取締役、執行役員及び従業員ならびに当社の子会社取締役及び執行役員であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、当社及び子会社間で転籍した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認められた場合にはこの限りではない。 新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。 その他新株予約権の割り当てに関する条件については、当社と新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
2 新株予約権の数22個(新株予約権の目的となる株式の数2,200株)が失権しております。
3 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$
また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。
4 新株予約権発行後に当社が時価を下回る価格で新株を発行する場合、次の算式により、下記(注)7に定める行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。ただし、新株予約権の行使及び公正発行価額による公募増資の場合は、この限りではない。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$
また、新株予約権発行後に当社が株式分割または併合を行う場合、行使価額を分割または併合の比率に応じて比例的に調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。上記のほか、割当日後行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で適切に調整する。

- 5 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (イ) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (ロ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (ハ) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)3に準じて決定する。
- (ニ) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、下記(注)7に定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (ホ) 新株予約権を行使することができる期間
以下に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、以下に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
新株予約権を行使することができる期間
平成21年7月26日から平成26年7月25日まで
- (ヘ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
以下に準じて決定する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める資本金の額を減じた額とする。
- (ト) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- (チ) 新株予約権の取得条項
下記(注)6に準じて決定する。
- (リ) その他の新株予約権の行使の条件
上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
- 6 新株予約権の取得条項
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案が株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議の決定がなされた場合）は取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- 7 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たりの払込み金額（行使価額）2,109円
新株予約権1個当たり 210,900円

平成22年9月28日 第39回定時株主総会の普通決議（平成22年9月28日取締役会決議第1回分）	
	第2四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	510（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	51,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 560（注）5
新株予約権の行使期間	平成24年10月1日～ 平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役または顧問並びに当社の子会社の取締役または顧問であることを要する。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。 新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。 その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの払込み金額（行使価額） 560円

新株予約権1個当たり 56,000円

4 新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ)当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案

(ニ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により、上記(注)3に定める行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

6 新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(ロ)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める資本金の額を減じた額とする。

7 組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ)交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(ハ)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(ニ)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)3に定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ)新株予約権を行使することができる期間

以下に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、以下に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(ヘ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

上記(注)6に準じて決定する。

(ト)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(チ)新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

(リ)その他の新株予約権の行使の条件

上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

8 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成22年9月28日 第39回定時株主総会の特別決議（平成22年9月28日取締役会決議第2回分）	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年12月31日)
新株予約権の数（個）	2,826（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	282,600（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株当たり 560（注）5
新株予約権の行使期間	平成24年10月1日～ 平成29年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価額 560 資本組入額 280
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員及び従業員または顧問並びに当社の子会社の取締役及び執行役員または顧問であることを要する。ただし、当社または当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退職した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。</p> <p>新株予約権の質入れその他の担保設定は認めない。</p> <p>その他新株予約権の行使に関する条件については、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する契約に定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）7

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

1株当たりの払込み金額（行使価額） 560円

新株予約権1個当たり 56,000円

- 4 新株予約権の取得条項

以下の(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)または(ホ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(イ)当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ロ)当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ハ)当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案

(ニ)当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(ホ)新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

5 新株予約権の目的である株式の数及び行使価額の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後に当社が時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使によるものを除く）、次の算式により、上記(注)3に定める行使価格を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数については、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たりの処分金額」と読み替える。さらに、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

6 新株予約権の行使により株券を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(イ)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げる。

(ロ)新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本準備金の額は、上記(イ)記載の資本金等増加限度額から上記(イ)に定める資本金の額を減じた額とする。

7 組織再編成における新株予約権の消滅及び再編成対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(イ)交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(ロ)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(ハ)新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記(注)2に準じて決定する。

(ニ)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記(注)3に定められる行使価額を組織再編成の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(ハ)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(ホ)新株予約権を行使することができる期間

以下に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、以下に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日まで

(ヘ)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

以下に準じて決定する。

上記(注)6に準じて決定する。

(ト)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(チ)新株予約権の取得条項

上記(注)4に準じて決定する。

(リ)その他の新株予約権の行使の条件

上記表中「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

8 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端株の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式に1株に満たない端株がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		12,030,685		1,606,113		3,626,860

(6) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	873	7.26
城地 徹	千葉県我孫子市	683	5.68
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	680	5.65
戸澤 秀雄	千葉県流山市	582	4.84
ミヤチテクノス従業員持株会	千葉県野田市二ツ塚95-3	337	2.80
野村信託銀行株式会社(投信 口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	322	2.68
西澤 敬次	千葉県流山市	207	1.72
渡辺 信次	大阪府高槻市	187	1.56
富士電機システムズ株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2	187	1.56
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1-2	181	1.51
計		4,242	35.26

(注) 1 上記のほか、自己株式が448千株(3.73%)あります。

2 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は以下のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 862千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 677千株

野村信託銀行株式会社(投信口) 322千株

3 当第2四半期会計期間において、ファンネックス・アセット・マネジメント株式会社から平成22年12月17日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書(変更報告書)により、平成22年12月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ファンネックス・アセット・マ ネジメント株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番3 号日比谷国際ビル18階	782	6.51

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 448,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,485,000	114,850	-
単元未満株式	普通株式 97,185	-	-
発行済株式総数	12,030,685	-	-
総株主の議決権	-	114,850	-

(注) 1 「単元未満株式」には当社所有の自己株式80株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」には証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ7,900株(議決権79個)及び26株含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ミヤチテクノス株式会社	千葉県野田市二ツ塚 95番地の3	448,500	-	448,500	3.73
計	-	448,500	-	448,500	3.73

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	643	570	560	562	600	680
最低(円)	496	413	474	504	500	556

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成21年7月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、あずさ監査法人により四半期レビューを受け、当第2四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成22年7月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任あずさ監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任あずさ監査法人となりました。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,118,924	3,814,182
受取手形及び売掛金	2, 4 5,398,116	7,066,873
有価証券	43,671	47,374
商品及び製品	1,477,469	1,492,802
仕掛品	1,010,538	1,218,648
原材料及び貯蔵品	1,615,105	1,578,389
その他	679,365	672,252
貸倒引当金	57,860	57,489
流動資産合計	13,285,331	15,833,033
固定資産		
有形固定資産	1 3,938,106	1 4,022,254
無形固定資産		
のれん	227,138	269,546
その他	820,899	931,930
無形固定資産合計	1,048,037	1,201,477
投資その他の資産	1,448,566	1,508,281
固定資産合計	6,434,709	6,732,013
繰延資産	10,853	12,129
資産合計	19,730,893	22,577,177
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,586,077	4,112,240
短期借入金	876,400	1,586,000
1年内償還予定の社債	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	652,172	652,089
未払法人税等	137,087	116,915
賞与引当金	26,427	-
製品保証引当金	189,496	182,067
その他	1,245,455	1,505,453
流動負債合計	5,913,116	8,354,766
固定負債		
社債	700,000	800,000
長期借入金	1,771,825	2,097,911
退職給付引当金	441,490	470,341
引当金	7,525	5,910
その他	30,332	38,297
固定負債合計	2,951,174	3,412,460
負債合計	8,864,290	11,767,226

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,606,113	1,606,113
資本剰余金	3,734,924	3,734,924
利益剰余金	7,848,621	7,619,607
自己株式	839,599	839,573
株主資本合計	12,350,059	12,121,072
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	8,896	25,675
為替換算調整勘定	1,726,463	1,528,549
評価・換算差額等合計	1,735,359	1,554,225
新株予約権	214,354	209,418
少数株主持分	37,548	33,685
純資産合計	10,866,603	10,809,950
負債純資産合計	19,730,893	22,577,177

(2)【四半期連結損益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
売上高	7,713,704	10,121,949
売上原価	4,710,829	5,366,606
売上総利益	3,002,875	4,755,343
販売費及び一般管理費	1 3,752,599	1 4,111,293
営業利益又は営業損失()	749,723	644,050
営業外収益		
受取利息	7,105	2,645
受取配当金	2,135	1,760
助成金収入	21,444	17,520
金利スワップ評価益	17,238	14,138
為替差益	10,123	-
その他	16,135	20,913
営業外収益合計	74,183	56,978
営業外費用		
支払利息	58,792	46,697
為替差損	-	137,409
その他	14,441	30,915
営業外費用合計	73,234	215,023
経常利益又は経常損失()	748,774	486,005
特別利益		
固定資産売却益	24,471	1,495
受取保険金	50,609	-
特別退職金戻入額	51,513	-
特別利益合計	126,594	1,495
特別損失		
固定資産除売却損	16,403	9,847
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	16,253
訴訟和解金	-	7,000
その他	-	1,341
特別損失合計	16,403	34,442
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	638,583	453,058
法人税等	305,107	189,795
少数株主損益調整前四半期純利益	-	263,263
少数株主利益	2,191	4,120
四半期純利益又は四半期純損失()	335,666	259,142

【第2四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	4,665,059	5,153,020
売上原価	2,879,308	2,660,435
売上総利益	1,785,751	2,492,585
販売費及び一般管理費	1,918,385 ₁	2,050,020 ₁
営業利益又は営業損失()	132,634	442,565
営業外収益		
受取利息	5,525	1,466
受取配当金	1,760	1,760
助成金収入	6,294	17,181
金利スワップ評価益	13,480	6,687
為替差益	24,868	-
その他	4,417	5,131
営業外収益合計	56,346	32,228
営業外費用		
支払利息	30,468	22,139
為替差損	-	71,139
その他	3,480	21,122
営業外費用合計	33,948	114,402
経常利益又は経常損失()	110,236	360,391
特別利益		
固定資産売却益	911	1,495
受取保険金	1,093	-
特別退職金戻入額	51,513	-
特別利益合計	51,331	1,495
特別損失		
固定資産除売却損	7,936	5,864
訴訟和解金	-	7,000
特別損失合計	7,936	12,864
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	66,842	349,021
法人税等	28,278	106,669
少数株主損益調整前四半期純利益	-	242,351
少数株主利益	3,262	7,858
四半期純利益又は四半期純損失()	41,826	234,492

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	638,583	453,058
減価償却費	345,084	309,388
のれん償却額	45,075	42,408
製品保証引当金の増減額(は減少)	19,530	10,022
受取利息及び受取配当金	9,241	4,406
支払利息	58,792	46,697
売上債権の増減額(は増加)	443,785	1,545,960
たな卸資産の増減額(は増加)	680,369	86,435
仕入債務の増減額(は減少)	117,611	1,446,672
その他	272,674	55,271
小計	136,881	987,620
利息及び配当金の受取額	9,104	4,453
利息の支払額	56,699	49,231
法人税等の支払額	57,663	211,300
営業活動によるキャッシュ・フロー	242,140	731,542
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額(は増加)	302,164	56
有形固定資産の取得による支出	206,483	171,733
有形固定資産の売却による収入	77,425	2,124
無形固定資産の取得による支出	11,442	16,711
投資有価証券の売却による収入	4,269	-
その他	11,550	12,207
投資活動によるキャッシュ・フロー	154,382	174,170
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	484,138	710,000
長期借入れによる収入	1,000,000	-
長期借入金の返済による支出	50,000	326,003
社債の償還による支出	-	100,000
配当金の支払額	2,445	23,415
その他	6,446	9,768
財務活動によるキャッシュ・フロー	456,969	1,169,187
現金及び現金同等物に係る換算差額	52,773	87,145
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	316,437	698,960
現金及び現金同等物の期首残高	3,045,452	3,861,556
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,361,890	1 3,162,596

【継続企業の前提に関する事項】

当第2四半期連結会計期間（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。</p> <p>なお、当社の資産除去債務は建物等の賃借契約の原状回復義務に関するものであり、賃借契約に関する敷金が資産に計上されていることから、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち過年度及び当期の負担に属する金額を損失及び費用に計上する方法を採用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益がそれぞれ1,919千円減少し、税金等調整前四半期純利益が18,172千円減少しております。</p>

【表示方法の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日至平成22年12月31日)
<p>(四半期連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号平成20年12月26日）に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当第2四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目を表示しております。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

たな卸資産の評価方法

当第2四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、一部の実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法を主としております。

また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額等を見積もり、簿価切下げを行う方法によっております。営業循環過程から外れた滞留又は処分見込等のたな卸資産で帳簿価格を処分見込価額まで切り下げているものについては、前連結会計年度以降に著しい変化がないと認められる限り、前連結会計年度末における貸借対照表価額で計上しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間
(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 5,778,035千円</p> <p>2 満期手形の処理 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第2四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であるため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。 受取手形 45,934千円</p> <p>3 コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当第2四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントラインの総額 3,000,000千円 借入実行残高 90,000千円 差引額 2,910,000千円 なお、本契約には次のとおり財務制限条項が付されており、当該制限条項に定める事由が発生した場合には、期限の利益を喪失することになっております。 各年度の決算期の末日の連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、その直前の決算期の末日又は平成22年6月に終了する決算期の末日における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの70%以上に維持することを確約しております。 各年度の決算期にかかる連結の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上しないことを確約しております。</p> <p>(注) 当社において平成20年7月15日に締結したコミットメントライン契約は、平成22年12月8日に解約しました。 同日付で新たなコミットメントライン契約を締結し、財務制限条項に定める事由を変更しております。</p>	<p>1 有形固定資産の減価償却累計額 5,679,151千円</p> <p>2 コミットメントライン 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。 貸出コミットメントラインの総額 3,000,000千円 借入実行残高 700,000千円 差引額 2,300,000千円 なお、本契約には次のとおり財務制限条項が付されており、当該制限条項に定める事由が発生した場合には、期限の利益を喪失することになっております。 各年度の決算期末日の単体及び連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、その直前の決算期末日又は平成19年6月に終了する決算の末日における純資産の部の金額のいずれか大きいほうの75%以上にそれぞれ維持することを確約しております。 各年度の決算期にかかる単体及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、経常損失を計上しないことを確約しております。</p> <p>当連結会計年度において決算期末日の連結貸借対照表における純資産の部の金額を平成19年6月に終了した決算の末日におけるその75%以上に維持することができなかったこと、及び単体の経常損益が損失となったことにより、コミットメントライン契約に付されている財務制限条項に抵触することとなりました。 但し、エーエージェント等を含めた各金融機関より、当連結会計年度は上記2点について期限の利益喪失の権利行使をしない旨の通知を平成22年3月24日付けで受領しております。</p>
<p>4 手形割引 受取手形割引高 159,032千円</p>	<p>_____</p>

(四半期連結損益計算書関係)

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 150,696千円	販売手数料 264,207千円
給料 1,270,894千円	給料 1,271,255千円
退職給付費用 105,260千円	退職給付費用 101,560千円
製品保証引当金繰入額 18,847千円	製品保証引当金繰入額 75,217千円
減価償却費 191,612千円	減価償却費 187,731千円
研究開発費 607,222千円	研究開発費 590,430千円

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
販売手数料 83,667千円	販売手数料 142,581千円
給料 619,376千円	給料 634,519千円
退職給付費用 50,543千円	退職給付費用 49,284千円
製品保証引当金繰入額 14,330千円	製品保証引当金繰入額 22,548千円
減価償却費 97,441千円	減価償却費 94,863千円
研究開発費 337,203千円	研究開発費 291,889千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と当四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金残高 3,312,562千円	現金及び預金残高 3,118,924千円
有価証券勘定に含まれるマネー・マネジメント・ファンド 49,327千円	有価証券勘定に含まれるマネー・マネジメント・ファンド 43,671千円
現金及び現金同等物 3,361,890千円	現金及び現金同等物 3,162,596千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第2四半期連結累計期間(自平成22年7月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	12,030,685

2 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当第2四半期 連結会計期間末 (株)
普通株式	448,580

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる 株式の数(株)	当第2四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出 会社	第5回 新株予約権 (平成15年)	普通株式	15,000	
	第6回 新株予約権 (平成16年)	普通株式	65,600	
	平成18年ストックオ プションとしての新 株予約権			169,210
	平成19年ストックオ プションとしての新 株予約権			35,208
	平成22年ストックオ プションとしての新 株予約権			9,936
合計			80,600	214,354

(注) 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年8月18日 開催の取締役会	普通株式	23,164,310	2.00	平成22年6月30日	平成22年9月8日	利益剰余金

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年2月8日 開催の取締役会	普通株式	23,164,210	2.00	平成22年12月31日	平成23年3月9日	利益剰余金

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益の合計額に占める「産業用電気機械器具事業」の割合がいずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	2,361,352	850,480	830,821	622,405	4,665,059	-	4,665,059
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	510,621	75,223	24,004	138,161	748,010	(748,010)	-
計	2,871,974	925,703	854,825	760,566	5,413,070	(748,010)	4,665,059
営業利益又は 営業損失()	334,779	50,857	72,531	115,974	95,415	(37,218)	132,634

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 欧州.....ドイツ、オランダ、フランス

(2) アジア.....韓国、中国、台湾、タイ

前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

	日本 (千円)	米国 (千円)	欧州 (千円)	アジア (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高							
(1)外部顧客に対する 売上高	3,601,371	1,523,313	1,481,010	1,108,008	7,713,704	-	7,713,704
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	854,718	135,308	36,270	264,410	1,290,708	(1,290,708)	-
計	4,456,090	1,658,621	1,517,281	1,372,419	9,004,412	(1,290,708)	7,713,704
営業利益又は 営業損失()	1,079,595	57,454	28,272	178,407	815,461	65,737	749,723

(注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) 欧州.....ドイツ、オランダ、フランス

(2) アジア.....韓国、中国、台湾、タイ

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア	計
海外売上高(千円)	651,277	797,188	1,058,942	2,507,407
連結売上高(千円)	-	-	-	4,665,059
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	14.0	17.1	22.7	53.7

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アメリカ.....米国、カナダ、中南米
 (2) 欧州.....ドイツ、オランダ、フランス
 (3) アジア.....韓国、中国、台湾、タイ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間(自平成21年7月1日至平成21年12月31日)

	アメリカ	欧州	アジア	計
海外売上高(千円)	1,185,705	1,436,332	1,743,620	4,365,658
連結売上高(千円)	-	-	-	7,713,704
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	15.4	18.6	22.6	56.6

- (注) 1 国又は地域の区分の方法は、地理的近接度によっております。
 2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
 (1) アメリカ.....米国、カナダ、中南米
 (2) 欧州.....ドイツ、オランダ、フランス
 (3) アジア.....韓国、中国、台湾、タイ
 3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、国内外でレーザー機器及び抵抗溶接機器など産業用電気機械器具を生産し、グローバルサプライヤーとして世界各国に製品を提供しております。当社及び現地法人は、それぞれ独立した経営単位であり、販売する製品並びに販売形態については各地域で戦略、方針及び目標を立案し、事業活動を行っております。

したがって、当社の報告セグメントは生産・販売体制を基礎とした地域別のセグメントから構成されており、「日本」、「米国」、「欧州」（主としてドイツ、オランダ）、「アジア」（主として中国、韓国）の4つを報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第2四半期連結累計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額
	日本	米国	欧州	アジア	合計		
売上高							
外部顧客への 売上高	4,087,656	2,185,057	1,815,607	2,033,627	10,121,949	-	10,121,949
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	2,103,861	166,200	36,997	650,282	2,957,342	2,957,342	-
計	6,191,518	2,351,258	1,852,604	2,683,909	13,079,291	2,957,342	10,121,949
セグメント利益	5,594	251,980	60,820	452,256	770,652	126,601	644,050

(注) 1 セグメント利益の調整額 126,601千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注1)	四半期連結 損益計算書 計上額
	日本	米国	欧州	アジア	合計		
売上高							
外部顧客への 売上高	1,969,423	1,145,901	1,039,573	998,122	5,153,020	-	5,153,020
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,023,994	104,547	20,242	317,459	1,466,244	1,466,244	-
計	2,993,417	1,250,448	1,059,816	1,315,581	6,619,264	1,466,244	5,153,020
セグメント利益 又は損失()	4,402	157,262	63,733	205,362	421,955	20,609	442,565

(注) 1 セグメント利益又は損失の調整額20,609千円は、セグメント間取引消去によるものであります。

2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

その他有価証券で時価のあるものについて、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成22年10月1日至平成22年12月31日)

当第2四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 180名 (内、執行役員 7名)	当社取締役 5名
株式の種類別ストックオプション付与数(株)	普通株式 282,600株	普通株式 51,000株
付与日	平成22年10月13日	平成22年10月14日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3
対象勤務期間	-	-
権利行使期間	平成24年10月1日 ~平成29年9月30日	平成24年10月1日 ~平成29年9月30日
権利行使価格(円)	560円	560円
付与日における公正な評価単価(円)	237円	237円

(注) 1 株式数に換算して記載しております。

- 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社の取締役、執行役員及び従業員または顧問並びに当社の子会社の取締役及び執行役員または顧問の地位にいること。ただし、当社または当社の子会社の取締役及び執行役員が任期満了により退任した場合、当社の従業員が定年により退任した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。
- 付与日以降、権利確定日(各権利行使期間の初日)まで継続して、当社の取締役または顧問並びに当社の子会社の取締役または顧問の地位にいること。ただし、当社の取締役が任期満了により退任した場合、その他、当社が取締役会の決議をもって正当な理由のあるものと特に認めた場合にはこの限りではない。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)		前連結会計年度末 (平成22年6月30日)	
1株当たり純資産額	916円47銭	1株当たり純資産額	912円34銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第2四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年6月30日)
純資産の部の合計額(千円)	10,866,603	10,809,950
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	251,903	243,103
(うち新株予約権)	(214,354)	(209,418)
(うち少数株主持分)	(37,548)	(33,685)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額 (千円)	10,614,699	10,566,846
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半期末 (期末)の普通株式の数(株)	11,582,105	11,582,155

2 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額等

第2四半期連結累計期間

前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 28円98銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 22円37銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年7月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失()(千円)	335,666	259,142
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ()(千円)	335,666	259,142
期中平均株式数(株)	11,582,248	11,582,138
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	平成22年9月28日第39回定時株主総会決議の普通決議による新株予約権 (普通株式 51,000株) 平成22年9月28日第39回定時株主総会決議の特別決議による新株予約権 (普通株式 282,600株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

第2四半期連結会計期間

前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 3円61銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 20円25銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	41,826	234,492
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失() (千円)	41,826	234,492
期中平均株式数(株)	11,582,205	11,582,120
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-	平成22年9月28日第39回定時株主総会決議の普通決議による新株予約権 (普通株式 51,000株) 平成22年9月28日第39回定時株主総会決議の特別決議による新株予約権 (普通株式 282,600株) これらの詳細については、第4提出会社の状況1株式等の状況(2)新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年6月30日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っております。また、リース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動は認められません。

2 【その他】

第40期(平成22年7月1日から平成23年6月30日まで)中間配当については、平成23年2月8日開催の取締役会において、平成22年12月31日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	23,164千円
1株当たりの金額	2円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成23年3月9日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月12日

ミヤチテクノス株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 尾 淳 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 邊 道 明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミヤチテクノス株式会社の平成21年7月1日から平成22年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成21年7月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミヤチテクノス株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 2月14日

ミヤチテクノス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小	尾	淳	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	服	部	將	一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	邊	道	明

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているミヤチテクノス株式会社の平成22年7月1日から平成23年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成22年7月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ミヤチテクノス株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。